

山形大学小白川サークル会規約

第1章 総 則

第1条 本会は山形大学小白川サークル会（以下「サークル会」という。）と称する。

第2条 本会の目的はサークル活動を通じて自主的な学問研究及び文化・スポーツ活動の向上発展を期するとともに、会員相互の親睦を図るものとする。

第3条 前条の目的を達成する為、本会は新入生歓迎会、スポーツ大会、文化祭その他の行事に積極的に参加する。

第4条 本会は、山形大学小白川キャンパスに所属する学生を会員として構成される。

第5条 会員はサークルに自由に加入し活動することができる。会員は会費を納入しなければならない。

第2章 組 織

第6条 本会に次の機関を設ける。

- (1) 代議員会
- (2) 運営委員会

第3章 代議員会

第7条 代議員会は各サークル1名ずつ選出された代議員より構成される。

代議員の任期は1年とし再任を妨げない。

第8条 代議員会は次の事項に付き審議決定する。

- (1) 運営委員会から提出された予算案
- (2) 運営委員会から提出された議案
- (3) 決算報告の承認
- (4) その他サークル会の運営について代議員会が必要と認める事項
- (5) 運営委員の承認及び罷免

第9条 代議員会は互選によって正副議長各々1名及び書記2名を選出する。議長は毎会計年度の初頭及び運営委員会若しくは代議員5名以上の要請があった場合に代議員会を招集する。

第10条 代議員会は構成員2分の1以上の出席をもって成立し議決には出席議員の過半数の賛成を必要とする。

第4章 運営委員会

第11条 運営委員会は、文化系サークル及び体育系サークルから各々3名ずつ選出された合計6名の委員により構成される。

第12条 運営委員会は、次の職務を行う。

- (1) 予算案の作成と代議員会への提出
- (2) 第3条の目的その他サークル会の運営について運営委員会が必要と認める事項に関する企画・立案と代議員会への提出
- (3) 決算報告

代議員会の議決の執行

第13条 運営委員会は互選で代表者を選出する。代表者は毎会計年度の初頭及び運営委員会の要請があった場合に運営委員会を招集し、議事を整理する。代表者は運営委員会を代表する。

第14条 運営委員会の議決は運営委員の5名以上の出席をもって4名以上の賛成を必要とする。

第15条 運営委員会は必要に応じて専門委員会・顧問を設ける事ができる。

【第16条以降補則】

第16条 本会に監査委員をおく。監査委員は、文化系・体育系サークルからそれぞれ1名とし、代議員会の選出によるものとする。

第17条 本会規約の改正は代議員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第18条 各サークルは本会設立の趣旨に従い、自由な学問研究の発展と自主的精神の育成及び会員相互の尊敬、協立の確立を目指して活動しなければならない。毎会計年度末に、各サークルは決算書を運営委員に提出するを要する。

第19条 本規約は、サークル会の承認後直ちに発効する。

第20条 本会と自治会（学友会）などとの関係は、小白川キャンパスを統一する自治組織が結成された後、改めて検討する。
（会費徴収）

第21条 サークル会会費は、毎年新入生より入学期に4年分一括して徴収する。ただし、医学部、工学部（システム創成工学科を除く）及び農学部学生に関しては、小白川キャンパスでの履修期間1年分のみ、養護教諭特別別科学生に関しては1年分を徴収する。

2 会費徴収の方法は、各学部へ委託して行うこととし、会費の保管及び出納は一括してエンロールメント・マネジメント部学生支援課に委託する。

3 会費の金額は、1年分2,000円として4年分8,000円とする。ただし、医学部、工学部（システム創成工学科を除く）、農学部及び養護教諭特別別科学生は1年分2,000円とする。
（予算）

第22条 4年分一括して徴収した会費は、4等分し4年間に渡り、各会計年度（4月から明年3月まで）毎に使用する。ただし、医学部、工学部（システム創成工学科を除く）、農学部及び養護教諭特別別科学生の会費は1年次分として当該会計年度の分として一括使用する。

2 サークル会予算は、サークル会所属各サークルを援助する目的で使用する。ただし、サークル会若しくは各サークルが関係した全学的若しくは各学部、各学科その他の行事及び諸活動の援助のために使用することを妨げない。

3 各サークルは、代議員会において可決された予算の額を超えて使用することはできず、また、次年度に繰り越して使用できないことを原則とする。

4 各サークルは、予算を使用する場合には、サークル会発行の所定の用紙（原符と称する。）を用い、所定の手続きに従って行わなければならない。

5 原符の発行は、曜日と時間を定め定期的に運営委員が行う。長期休暇の場合は別に日時を定める。

6 運営委員会は、「各サークル別サークル会金銭出納簿」「原符発行簿」及び「サークル会金銭出納簿」の三つの帳簿を用意し、前の二つを運営委員会で記入し、後の一つをエンロールメント・マネジメント部学生支援課で記入する。また、各サークルの予算の使用状況を適宜把握し、出納に間違いの生じないように努めなければならない。

7 各サークルの予算の使用期限は2月末日までとする。

施行細則

第8条に関して 5号規定の罷免については、動議の提出には3分の1以上、可決には3分の2以上の賛成を必要とする。運営委員会は運営委員の一人が罷免された場合に全体で責任を負う。

第9条に関して 議長は1年間の常設とする。

第11条に関して 文化系サークルは文化会常任委員を持って、体育系サークルは体育会常任委員を持って規約第11条規定の選出された委員とする。

第22条の3項に関して 数年計画でサークルの備品を購入しようとするなど特別の場合には、運営委員会の承認を得た時に限り、繰り越すことを妨げない。

第22条の5項に関して 原符の発行は1回につき1枚を超えることは許されない。